

「緑の募金」企業協賛の森づくり事業実施要綱

1. 事業目的

地球環境保全や企業の社会的責任（CSR）への関心が高まりをみせている中、森づくりを通じて社会貢献活動に協賛する企業・団体（以下「企業等」という。）からの「緑の募金」（以下「企業協賛募金」という。）により、県内の森林の整備・保全活動を推進し、併せて企業と地域との交流を通して地域の活性化に寄与することを目的とする。

2. 対象事業

対象は、森林ボランティア団体や緑化団体が実施する森林の整備・保全活動及びそれに附随する事業とする。

3. 手続き等

（1）森づくり活動企業の募集並びに活動支援

緑推は、企業協賛の森づくりによる参加型社会貢献活動を推進し、その活動企業を募集するとともに、当該企画事業の実施を希望する企業等に対して、植樹等の活動計画を企画提案する。

（2）地域連絡会議（注）との調整

必要な場合には、森づくり活動の実施団体や地域連絡会議と連携し、企業の意向を踏まえた森づくり活動に取り組むこととする。

（注）緑化ボランティア団体、市町村及び県地域振興局等を構成員として設立された支部、地域連絡会議及び協議会等

（3）事業費

企業は、緑推が企画提案する森づくり事業の実施に必要な経費について、企業募金として緑推に寄附することとする。（実施要綱様式1）

（4）実施主体

森づくり事業は、協賛企業と調整の上、緑推、地域連絡会議、地域緑化活動団体が実施できることとする。

（5）助成申請等の手続き

緑推以外の緑化団体が事業主体の場合、申請等に当たっては、別に定める「緑の募金」企業協賛の森づくり事業助成要領により行う。

4. 森づくり活動に要する資金の管理及び交付

（1）企業等から提供される企業の森づくりに要する資金は、企業協賛募金として緑推がこれを受領し管理する。

（2）企業協賛募金は、90%以上を森づくり活動費用として事業実施団体に交付し、10%以内を事業推進費（地域活動費および事務費）とする。

（3）緑推は、事業実施団体の申請に基づき、当該年度の森づくり活動費用として交付するものとする。

（4）緑推は、森づくり活動の状況を確認し、活動報告書を作成し、企業等に活動状況を報告する。（実施要綱様式2）

5. 森づくり活動の指導支援

緑推は、地域連絡会議と連携し、事業実施団体の森づくり活動を指導、支援する。

6. 森づくり活動の成果の公表及び表彰等

緑推は、企業協賛の森づくり活動の成果を公表し、併せて、緑の募金表彰を行う。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日申請分から適用する。